

様式 43 の 6

経口摂取回復促進加算 2 の施設基準に係る届出書添付書類

1	実績期間（実績期間 年 月～ 年 月）		
2	常勤の言語聴覚士の人数	専従 名	非専従 名
	専従の非常勤言語聴覚士の常勤換算	（ 名）	
3	経口摂取回復率		
①	6月前から3月前までの過去3月間（1.の実績期間）に摂食機能療法を開始した入院患者（転院、退院した者を含む）で、摂食機能療法の開始時に胃瘻を有し、胃瘻の造設後摂食機能療法開始までの間又は摂食機能療法開始前1月以上の間経口摂取を行っていなかった者（ただし、②から⑤までに該当する患者を除く）		人
②	摂食機能療法を開始した日から起算して3月以内に死亡した患者（栄養方法が経口摂取のみの状態に回復した患者を除く）		人
③	消化器疾患等の患者であって、減圧ドレナージ目的で胃瘻造設を行った患者		人
④	炎症性腸疾患の患者であって、成分栄養剤の経路として胃瘻造設が必要であった患者		人
⑤	食道、胃噴門部の狭窄、食道穿孔等の食道や胃噴門部の疾患によって胃瘻造設が必要であった患者		人
⑥	摂食機能療法を開始した日から起算して3月以内に栄養方法が経口摂取のみである状態へ回復した患者（但し、②から⑤までに該当する患者を除く）		人
	⑥ / ① = 割		

[記載上の注意]

- 「2」については、専従の非常勤言語聴覚士のうち、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週24時間以上の勤務を行っている非常勤従事者を組み合わせて配置している場合には、当該非常勤言語聴覚士を常勤換算した人数（小数点以下第2位四捨五入）についても記入すること。
- 「2」に記載した言語聴覚士については、その氏名及び勤務の態様について、別添2の様式44の2に記載し、添付すること。
- ②及び⑥の栄養方法が経口摂取のみである状態とは、内服薬又は水分を不定期に経口摂取以外の方法で摂取する状態を含む。